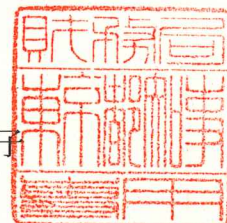




7 財 経 総 第 297 号
令和 7 年 4 月 22 日

上屋敷測量設計有限会社
代表取締役 上屋敷 和志 殿

東京都知事
小池 百合子



優先指名の取扱いについて（通知）

貴社は、設計等指名基準第4の2（2）により、下記のとおり優先指名の対象者になりましたので、通知します。

優先指名の取扱いを受ける期間については、希望案件の希望受付期間内に下記3「優先指名の対象となる期間」が1日あれば、優先指名の取扱いの対象となります。ただし、他委託の受注状況、発注案件の特殊・専門性、履行場所等から、指名選定されない場合がありますので御了承ください。

なお、優先指名の取扱いを希望する際、本通知の提示は不要です。

記

- 1 優良業務の件名（発注局・評定点）
現況測量（6 西－長淵郵便局前外1箇所）
- 2 優良業務の履行者
上屋敷測量設計有限会社
- 3 優先指名の対象となる期間
令和7年5月1日から令和8年4月30日まで
- 4 優先指名の対象となる業種・分野
業種 測量
分野 地上測量

（建設局・75点）